第二条　中央当局

1　各締約国は、この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。カナダについては、中央当局は、カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

2　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。その連絡については、信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）により行うことができる。

第三条　共助の拒否事由

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(b)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(c)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為について、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合。ただし、被請求国は、両締約国が請求された共助を実施するための条件について決定し、及び請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を実施することができる。

(d)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(e)　被請求国が、共助の請求が何人かをその者の人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性、性的指向、言語、皮膚の色、年齢若しくは精神的若しくは身体的な障害を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があると認める場合

(f)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であって、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき。

2　被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条　共助の請求の形式及び内容

1　請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国の中央当局が求めるときは、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。

2　共助の請求及び補助的な文書には、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。公用語は、日本国については、日本語とし、カナダについては、英語及びフランス語とする。

3　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(a)　権限のある当局（共助の請求に係る捜査、訴追その他の刑事手続について責任を有する捜査機関、訴追機関又は司法機関をいう。）の名称

(b)　捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる事実及び被請求国の中央当局が求める場合には、当該事実を裏付ける証拠の要約

(c)　捜査、訴追その他の刑事手続の内容及び段階

(d)　請求国の関係法令の条文

(e)　請求する共助の内容についての説明

(f)　請求する共助の目的（被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求において求めるものが被請求国の領域内に所在し、及び捜査、訴追その他の刑事手続に関連すると信ずるに足りる証拠上の根拠を含む。）についての説明

4　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(a)　証言、供述若しくは物件の提出が求められている者又は請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報

(b)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(c)　証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表

(d)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(e)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(f)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(g)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(h)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と刑事手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(i)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(j)　請求する共助に関する証明書の要求及び当該要求の理由

(k)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(l)　該当する場合には、捜査又は訴追の対象となる事件の知識を有する被請求国における公務員の氏名及び連絡先の詳細

(m)　請求する共助の実施について請求国が求める期限及び当該期限の理由

(n)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

5　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条　請求された共助の実施

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国は、当該共助を実施するためにあらゆる合理的な措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、可能な場合には、共助の請求において示された方法により当該共助を実施する。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国の重要な利益を害し、又は自国における進行中の捜査、訴追その他の刑事手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、当該実施を保留する決定につき速やかに通報するものとし、自国が一定の条件を付して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。

5　被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

6　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

7　被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。

8　被請求国は、請求国が書類又は記録の原本又は写しの提供を明示的に要請し、及びこれらの原本又は写しを求める理由を説明する場合を除くほか、当該書類又は記録の認証謄本又は電子版を提供することができる。被請求国は、当該書類又は記録の原本又は写しの提供の要請に従うよう最善の努力を払う。